

手配旅行条件書

☆お申込の際は、必ずこの旅行条件書をお読みください。

☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

<1>手配旅行契約

1 この旅行は、(株)ONODERA LIFE SUPPORT（以下「当社」という）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約を締結することになります。

2 手配旅行契約とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることが出来るように手配することを引き受ける契約をいいます。

3 当社が善良な管理者の注意を持って旅行サービスの手配をしたときに、手配旅行契約に基づく当社の債務は終了します。従って、満員・休業・条件変更等により、運送・宿泊機関とお客様との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときは、所定の旅行業務取扱料金をお支払いいただきます。

<2>旅行の申込みと契約の成立時期

1 当社が、旅行手配の依頼に対し見積りを提示し、お客様が見積りに従った発注を依頼した時点で成立といたします。なお、電磁的な方法により行うことを原則とします。

2 手配旅行代金に関して、お客様が当社より取扱商品（交通・宿泊等）を受領した場合に当社に対する支払額が確定いたします。ただし変更または取消により生じた追加変更代金または取消手数料は、その事実が発生したときといたします。

3 当社は別途個別に定める契約書に基づき、申込金の支払いを受けることなく、旅行契約締結を承諾します。お客様は当社より受領した取扱商品（交通・宿泊等）の商品代金について、当社が発行する請求書に基づき当社指定の銀行口座に下記の振込み要領にて所定の支払日（この日が休日の場合はその前日）までに支払うものといたします。

4 旅行申込みのお名前は、パスポート記載のスペル通りにお知らせください。航空機ご搭乗者のスペル訂正、性別の修正、大人・子供の種別、お客様の交替は、変更ではなく取消後の再手配扱いとなり、取消料の対象となります。また、再手配時には同等の条件・料金等での手配が出来ない場合があります。

<3>申込み条件

1 お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。

2 身体に障害をお持ちの方、血圧異常、心臓病等現在健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等、特別な配慮を必要とする方はその旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。

なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。現在健康を害している方、妊娠中の方は医師の診断書を提出していただく場合があります。いずれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の判断によりお申込みをお断りさせていただく場合があります。

3 その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

<4>旅行代金のお支払いと旅行代金の変更について

1 旅行代金とは、お客様から依頼された運送・宿泊機関等の旅行サービスの対価と当社所定の旅行業務取扱料金をいいます。旅行代金は契約書面または旅行代金請求書に記載した日までに全額お支払いください。

2 当社は、旅行契約締結後であっても、運送・宿泊機関等の料金改定、為替相場の変動、航空券に併せて徴収される空港諸税、国内空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ等の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合、旅行代金を変更することがあります。この旅行代金の変更を理由とした旅行契約の解除に際しては、所定の取消料を申し受けま

す。

3 当社は、実際に要した旅行代金とお客様から取受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに代金を精算させていただきます。

4 お客様が予定通りに運送・宿泊機関のサービスを受けなかった為に生じた旅行代金の差額は、旅行終了後速やかにお支払いいただきます。

<5>渡航手続き

1 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得、予防接種証明書などの渡航手続は、お客様の責任で行っていただきます。但し、当社では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部代行を行う場合があります。この場合、当社はおお客様のご自身に起因する事由により旅券・査証の取得、関係国への出入国が許可されなかったとしてもその責任は負いません。なお、当社及び当社の代理業者以外の旅行者に渡航手続を依頼された場合は、当該渡航手続の業務にかかる契約の当事者は当該取扱旅行者となります。

2 日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。

<6>旅行契約内容の変更

1 当社は、お客様から旅行日程、旅行サービス等の契約内容の変更のお申し出があった場合には、可能な限りその求めに応じます。

2 当該手配内容の変更によって生ずる旅行代金の増額又は減額、既に完了した手配の取消料等はおお客様に帰属します。

3 当社は、上記変更に必要な費用とは別に、当社所定の変更手数料をおお客様にお支払いいただきます。

<7>旅行契約の解除

1 お客様は、下記(1)(2)の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。尚、旅行契約の解除は、お客様が当社の営業日、営業時間内に解除する旨のお申し出いただいた日時を基準とします。

(1) お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価及び未だ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料・違約料等の、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用（解除日に準じた取消料等はお申込時に明示します。）

(2) 当社所定の取消手続料金および当社が得るはずであった取扱料金（取消手続料金及び変更手続料金については、当社の旅行業務取扱料金表をご参照ください。）

2 当社は次に掲げるような場合において、旅行契約を解除することがあります。このときお客様には、本項1号と同様の費用をお支払いいただきます。

・お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

3 当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの提供が不可能になった時、お客様は旅行契約を解除することが出来ます。この場

合当社は、お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を払い戻します。

<8> 当社の責任

1 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2 お客様が以下に例示するような、当社又は手配代行者が関与しえない事由により被られた被害に関しましては、当社は原則として本項1号の責任を負うものではありません。

・天災地変、戦乱、暴動、悪天候、ストライキ等による運送・宿泊機関等の旅行サービスの遅延、中止若しくは変更又はそれに起因する旅行日程の変更

・運送・宿泊機関の事故・火災等に起因する損害

・官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは中止

・運送機関の遅延・不通・スケジュール変更等によって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮等

・運送・宿泊機関の過剰予約受付(オーバーブッキング)又はそれに起因する旅行日程の変更

・お客様が出発便(または帰路便)の72時間前までに予約の再確認(リコンファーム)および出発時間の確認を怠ったため予約を取り消され、又は航空券が無効になった場合

・お客様が集合時間、チェックイン時間に遅れ搭乗手続きができなかった場合、若しくは搭乗手続き後に予定便に搭乗できなかった場合

・お客様が航空券等の紛失又は盗難に遭った場合

・旅券(パスポート)の残存有効期間の不足及び査証(ビザ)の不備のため、日本及び各国の出入国管理法により搭乗、出入国が出来ない場合

・パスポート記載の名前と航空券記載の名前が違い搭乗を拒否された場合

・お客様の都合又は乗り遅れによってご予約された予定便に搭乗されず、以降の予約が取り消され航空券が無効になった場合

3 航空運送約款又は航空会社の定めるところにより、お客様が複数の予約(重複予約)をお持ちの場合に、航空会社はその予約を取り消したことに付いて当社は責任を負いません。

<9> お客様の責任

1 お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、当社がお客様から損害の賠償を申し受けます。

2 お客様は、当社と旅行契約を締結するに際して当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務、その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければいけません。

3 お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

<10> 団体・グループの契約について

1 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、当該契約責任者との間で契約

取引を行います。

2 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

3 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。

4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

<11> その他

1 海外旅行保険について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

2 この条件及び個別に定める契約書に定めのない事項は当社旅行業約款(手配旅行の部)によります。また、この条件書との間に齟齬が生じた場合は、旅行業約款(手配旅行の部)を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

3 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、

「厚生労働省海外渡航者のための感染症情報」ホームページ

<https://www.forth.go.jp/index.html> でご確認ください。

4 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、「外務省海外危険情報」

等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。

また、「外務省海外安全ホームページ」

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

外務省海外安全相談センター：03-5501-8162

国別・海外安全情報FAX サービス：0570-02-3300

でもご確認ください。

5 個人情報の取扱いについて

(1) 当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

(2) 当社と提携する企業及び販売店が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。

令和5年12月8日作成

取扱個所

〒100-0004 東京都千代田区大手町

1-1-3 大手センタービル14階

株式会社 ONODERA LIFE SUPPORT

東京都知事登録旅行業 第3-8453号